

平成 27 年度住宅市街地整備推進協議会事業報告

1 幹事会議の開催

第 1 回 平成 27 年 4 月 24 日（金） 於 国土交通省 住宅局 会議室

<内容> 平成 26 年度事業報告・決算報告
平成 27 年度事業計画・予算案の確認
第 25 回全国会議議題等について

第 2 回 平成 28 年 1 月 29 日（金） 於 国土交通省 住宅局 会議室

<内容> 平成 28 年度当初予算概要の説明、都市再生特別措置法等の一部改正法案の説明
平成 27 年度協議会活動について

2 第 25 回住宅市街地整備推進協議会全国会議の開催

平成 27 年 6 月 4 日（木）、5 日（金） 於 広島県広島市

<内容> 平成 27 年度予算内容、事業計画等の説明
住市総等事業地区事例研究等

3 住宅市街地整備研修会

平成 27 年 7 月 30 日（木）、31 日（金） 於 主婦会館プラザエフ

<内容> 住宅市街地総合整備事業・街なみ環境整備事業等の講演
密集市街地整備に関する事例紹介等

4 ブロック活動

・九州ブロック会議 平成 27 年 10 月 29 日（木）、30 日（金）
御供所地区（街なみ）、大浜地区（住市総）等

5 ホームページ運営

・協議会概要、活動報告の更新
・住市総（拠点・密集）事業、街なみ環境整備事業の事業地区紹介（10 地区追加）

以 上

住宅市街地整備推進協議会
平成 27 年度会計報告書・監査報告書

	項目	金額	摘要
収入の部	前年度繰越金	1,743,962円	
	年会費	2,028,000円	
	預金利息	264円	
	収入計	3,772,226円	
支出の部	ブロック会議費	122,320円	会場使用料、貸切バス代等
	全国会議費	870,126円	開催費（会場費、資料印刷費等）
	研修会負担金	628,000円	住宅市街地整備研修会に係る負担金
	通信費	5,700円	郵送費用、振込手数料
	事務費	865,537円	HPの維持管理費、事務局補助業務
	支出計	2,491,683円	
次年度繰越金		1,280,543円	

- 次年度繰越金の内訳
預金 1,280,543円
みずほ銀行九段支店 普通預金 No.2092447
住宅市街地整備推進協議会 1,280,543円

平成 28 年 4 月 28 日、上記のとおり会計報告致します。

事務局 独立行政法人都市再生機構
ストック事業推進部 スtock再編事業推進チームリーダー 関本 恒久

平成 28 年 4 月 28 日、上記について監査の結果、適正であることを報告致します。

監査 群馬県 県土整備部 住宅政策課長 佐藤 雅彦

監査 奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 住まいまちづくり課長 大島 敦仁

第25回住宅市街地整備推進協議会全国会議(平成27年度)収支報告

	項 目	金 額	適 用
収入の部	参加費	134,000円	@2,000円×67人分
	協議会負担金	870,126円	住宅市街地整備推進協議会予算より支出
	収入計	1,004,126円	
支出の部	会議費	896,126円	会場使用料、冊子印刷代等
	現地研修会費	108,000円	大型バスチャーター代金
	支出計	1,004,126円	

平成 28 年度 住宅市街地整備推進協議会事業計画（案）

会議名称等	内容	時期等
ブロック会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度ブロック幹事等の選出 ・平成 29 年度政府予算に対する各ブロックの要望について集約 	～ 4 月
幹事会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業報告・決算報告 ・平成 28 年度事業計画案・予算案 ・平成 29 年度要望事項等 ・意見交換 	【第 1 回幹事会議】 4 月 15 日 於：国土交通省住宅局 会議室
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度政府予算に係る説明 ・平成 28 年度活動状況報告 ・第 27 回全国会議について ・意見交換 	【第 2 回幹事会議】 1 月下旬予定 於：国土交通省住宅局 会議室（予定）
全国会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業報告・決算報告 ・平成 28 年度事業計画案・予算案 ・平成 28 年度役員選出 ・平成 29 年度要望事項等 ・研究会・その他 	【第 26 回全国会議】 5 月 26 日～ 5 月 27 日 於：長崎県長崎市
住宅市街地整備研修	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省市街地住宅整備室より（予定） ・事業実施事例報告（予定） 	7 月 28 日～ 29 日 於：大和ハウス東京ビル （東京都千代田区）
ブロック活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック部会活動 	
ホームページ運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの更新 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿作成 	

平成 28 年度 住宅市街地整備推進協議会予算（案）

区分	経費項目	予算額	備考	
収 入	繰越金	1,280,543 円		
	会費	2,008,000 円		
	(内 訳)	地方公共団体等	1,848,000 円	【内訳】 ・ 20,000 × 92 団体 ・ 8,000 × 1 団体 ・ 規約第 15 条第 4 項による会費免除 団体 19 団体 ・ 規約第 15 条第 5 項による会費免除 団体 5 団体
		住宅金融支援機構	80,000 円	
		都市再生機構	80,000 円	
	計	3,288,543 円		
支 出	会議費	300,000 円	【内訳】 ・ 中国四国 150,000 円 ・ 九州 150,000 円	
	全国会議開催費	1,000,000 円		
	研修会負担金	700,000 円	住宅市街地整備研修会	
	印刷・通信費	50,000 円		
	庶務業務委託費	900,000 円	【内訳】 ・ 事務局委託 300,000 円 ・ ホームページ作業・維持管理等 600,000 円	
	予備費	338,543 円		
	計	3,288,543 円		

平成 27 年度に引き続き、東日本大震災の被災地については、会費免除とする。(規約参照)

平成 28 年度 役員 選出 (案)

(ブロック会議による選出)

幹事 * : ブロック代表

北海道・東北ブロック	北海道*	岩手県
関東・甲信ブロック	山梨県*	東京都
東海・北陸ブロック	愛知県*	名古屋市
近畿ブロック	京都府*	大阪市
中国・四国ブロック	山口県*	香川県
九州ブロック	沖縄県*	熊本県

(部会による選出)

部会幹事	<u>住市総事業部会</u>	<u>密集事業部会</u>	<u>街なみ事業部会</u>
北海道・東北ブロック	宮城県	秋田県	福島県
関東・甲信ブロック	埼玉県	墨田区	茨城県
	杉並区	新宿区	品川区
	荒川区	江戸川区	
	足立区	足利市	
東海・北陸ブロック	名古屋市	愛知県	石川県
近畿ブロック	和歌山県	大阪府	奈良県
	神戸市	堺市	
中国・四国ブロック	-	四国中央市	高知県
九州ブロック	北九州市	沖縄県	熊本県

(全国会議による選出)

協議会代表	川口市
協議会副代表	東京都
	長崎県
	大阪府
監査	千葉市
	滋賀県
部会長	・住市総事業部会 和歌山県
	・密集事業部会 沖縄県
	・街なみ事業部会 石川県

平成29年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	北海道・東北
2	住市総事業における税制上の優遇措置	(要望内容) 住市総事業に伴う用地取得や老朽住宅買収除却について、収用事業と同様に譲渡所得の5,000万円控除の適用を要望します。 (要望理由) 住市総事業による道路用地買収は、買取りの申出があった日から6ヵ月以内に譲渡が行われる等、収用事業における5,000万円控除の特例適用の条件を満たし、収用事業と同じ基準で算定した金額で買収及び補償が行われるにも関わらず、所得税控除が適用されないのが現状である。地権者からすると、個人の所有する土地等を公共事業のために買い取られるということに変わりはなく、一方にしか5,000万円控除が適用されないというのは、公平性に欠け、地権者からの理解も得られ難く、事業協力の拒否につながることも考えられる。	近畿

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	災害に強いまちづくりを進めるため、各自治体が事業を計画的に推進するためには、国の財政的支援が必要不可欠であるため、必要とする予算の確保、ならびに適切な配分をお願いしたい。	関東・甲信
2	予算の確保と配分	住環境整備事業の防災・安全交付金において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表された既成市街地での重点計画を策定する予定をしています。老朽建築物が密集した地区での早急に居住環境の改善、良好な市街地形成を促進するため、老朽建築物等除却の必要がありますので、確実な予算配分をお願いします。	東海・北陸
3	密集市街地整備の財源確保	(要望内容) 南海トラフ巨大地震等に備えて、密集市街地における地区公共施設や延焼遮断帯の整備などを強力に進めるため、国費率の引き上げとともに国費の重点配分を行うなどの拡充を行うこと。併せて、地方債について、東日本大震災の復興事業と同等の特別な地方財政措置を講じること。 (要望理由) ・大阪府内には、「地震時等に著しく危険な密集市街地」(H24.10国交省公表)が7市11地区にわたる計2,248haが存在しており、全国ワースト1の規模。 ・平成32年度までにその解消を目標として、府市が連携して整備を進めているところ。 ・しかし、府市の財政状況は厳しく、確実な目標達成には、整備を強力に支援する交付金制度の拡充などの国の支援が必要。 施策例 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の国費の拡充、地方債に関する特別措置など ・地方要望額に対する十分な国費の確保 ・国費率の引き上げ(現行1/2 2/3に) ・南海トラフ巨大地震対策事業に係る地方債についても、東日本大震災の復興事業と同等の地方財政措置を求める(東日本大震災の復興事業に係る地方債は、起債充当率100%、後年度の元利償還に対する交付税措置80%となっている。)	近畿
4	密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保	<要望の要旨> ・東日本大震災をはじめとして、近年、全国各地で大規模な地震が頻発し、南海トラフ巨大地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、延焼危険性、避難困難性の高い密集住宅市街地の整備は喫緊の課題である。 ・こうしたなか、密集住宅市街地整備の重点的かつ緊急的な推進を図るためには、国の補助制度の拡充や財源確保が必要である。 要望概要 社会資本整備総合交付金制度の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における老朽住宅の建替えや除却等に対する補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 (例) ・民間負担の軽減を図る観点から、「住宅市街地総合整備事業」による補助に加え、国単独の補助を実施 ・地方の財源確保に向け、地方負担額について起債措置 「住宅市街地総合整備事業」における広場整備に関して、密集住宅市街地整備の推進の観点から、補助対象財産の処分の取扱いについて柔軟な運用を要望	近畿

5	財源確保	密集住宅市街地整備の早期改善を図るため、住宅市街地総合整備事業(密集型)について必要となる財源を継続的に確保されたい。	近畿
6	老朽家屋除却後の跡地に対する固定資産税の軽減	(要望内容) 密集市街地などにおける地震時等の延焼拡大の一因となる老朽空家等の除却を促進するため、除却跡地の更地に対する固定資産税を軽減する制度を創設するとともに、それに伴い税収減となる市町村に対する助成措置を行うこと。 (要望理由) 整備事業だけでなく、あらゆる手立てを尽くして密集市街地の安全性の確保を図る観点から、延焼の危険性の高い老朽住宅の除却を、より一層促進するため、除却跡地に対する固定資産税の軽減など税制を活用した促進策が必要。 施策例 老朽家屋の除却を促進するため、除却した敷地について更地であっても一定期間、住宅用地特例並みに固定資産税を軽減する。それに伴う市町村の税収減に対する助成措置(地方交付税など)を行う。	近畿
7	建築物の耐火性能等に関する研究の実施	(要望内容) 密集市街地における市町村の感震ブレーカー設置補助等の促進策に対し、社会資本整備総合交付金の効果促進事業及び密集市街地総合防災事業の総合防災促進事業の適用を認められたい。 また、密集市街地における感震ブレーカーの設置を促進するため、わかりやすい啓発ビデオや設置効果がわかる延焼シミュレーションソフトなど効果的な普及促進ツールを整備されたい。 (要望理由) 阪神・淡路大震災における火災の約1/4は地震後の電気復旧によるものといわれているが、感震ブレーカーの設置により大幅に減らすことができる。しかし、普及率は全国で6%程度に止まっているため、強力な促進策が必要。	近畿
8	収用事業に準ずる税制上の措置を講ずる	密集住宅市街地整備の早期改善を図るため、住宅市街地総合整備事業(密集型)による任意事業で進めている密集市街地整備事業について、税制上の措置として全て5,000万円控除(収用事業に準ずる)を適用されたい。	近畿

住宅市街地総合整備事業(都市再生住宅等整備事業)

No	要望事項	要旨	ブロック
	特になし		

街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	重点配分対象外の事業に対しても、事業の計画的及び継続的推進のため、可能な限りの予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分をお願いしたい。	関東・甲信

住宅・建築物安全ストック形成事業・耐震対策緊急促進事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	補助率の拡充、地方負担額の軽減	< 要望の要旨 > ・東日本大震災による甚大な被害が報告され、南海トラフ巨大地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。 ・住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、限度額及び補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。 ・今後、耐震化を強力に進めるためには、国の補助制度の拡充や財源確保のほか、地方においても財源確保が必要である。 要望概要 「住宅・建築物安全ストック形成事業」における耐震改修費補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例) 民間建築物の耐震改修費に対する補助率23%を2/3へ引き上げ 民間建築物の耐震化に対する補助の地方負担部分に起債充当措置 耐震診断が義務付けられる建築物を対象とした「耐震対策緊急促進事業」における補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例) 交付金と補助金とを合わせて国費率1/3を1/2へ引き上げ 本事業の地方負担部分に起債充当措置	近畿

2	天井の耐震改修工事費に対する補助対象限度額の撤廃、補助率の引き上げ	<p><要望の要旨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、体育館、劇場、ホールなどの大規模空間の吊り天井が脱落する被害が多数生じた。 ・本市では、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震の発生が危惧されており、市設建築物における一定規模以上の吊り天井の脱落対策の推進は喫緊の課題である。特に、震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、災害時に重要な機能を果たす施設における安全確保が急務となっている。 ・平成27年度に補助対象限度額が一定増額され、また、平成28年度には補助率の時限拡充措置が延長(5年)されたものの、補助対象限度額及び補助率は十分ではなく、今後、短期間に多額の事業費を要することから、吊り天井の脱落対策を強力に進めるためには、地方の財源確保が必要である。 <p>要望概要</p> <p>「住宅・建築物安全ストック形成事業」における「天井の耐震改修に関する事業」の補助対象限度額の撤廃及び補助率の引き上げを要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象限度額(31,000円/㎡) 限度額なし ・補助率(1/3又は11.5%等) 一律 1/3 	近畿
---	-----------------------------------	--	----

社会資本整備総合交付金

No	要望事項	要旨	ブロック
1	住宅・建築物安全ストック形成事業 木造住宅の耐震対策	<p>「住宅の耐震改修等を緊急に促進するための支援強化を目的とした拡充措置について」</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅の耐震改修に対する補助について、戸あたり30.9万円(国費15.45千円)を加算する拡充措置が平成27年度末で終了するところであるが、平成32年度末耐震化率95%の目標達成に向け、引き続き支援強化の必要があることから、この拡充措置と同等、或いは、これに代わる新たな拡充措置の創設を要望するもの。</p>	北海道・東北
2	予算の確保と配分	平成27年度の社会資本整備総合交付金は、平成26年度に対し、非常に厳しい配分であり、平成28年度はさらに厳しい状況と聞いている。このような中、平成29年度の社会資本整備総合交付金については、事業を計画的に推進するため、現行の交付金制度を堅持し、事業主体が必要とする予算の確保及び各自治体の実情を踏まえた適切な配分をお願いしたい。	関東・甲信

市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	ブロック
	特になし		

優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分	<p>優良建築物等整備事業に係る政府予算については、平成27年度の実績として、要望額に対し約6割程度の内示額となり、今後も厳しい状況であると聞いている。</p> <p>優良建築物等整備事業に係る政府予算については、要望額に対し内示額が下回ることがないように、強く要望する。</p>	近畿

住宅市街地整備推進協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、住宅市街地整備推進協議会(以下、「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等(これらに係る社会資本整備総合交付金等による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。)の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 住宅市街地総合整備事業等に関する意見及び情報の交換。
- 二 住宅市街地総合整備事業等の資料の収集。
- 三 住宅市街地総合整備事業等を促進するための関係機関との連絡及び折衝。
- 四 住宅市街地総合整備事業等に関する研修会等の開催。
- 五 住宅市街地の整備に関する調査研究。
- 六 前各号に定めるもののほか必要と認める事業。

(構成)

第4条 協議会は、都道府県、政令指定都市、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」という。)並びに住宅市街地総合整備事業等に関係する特別区、市町村、地方住宅供給公社及び住宅市街地の整備に関係する公益法人等(以下「会員」という。)をもって構成する。

(組織)

第5条 協議会に、協議会代表、協議会副代表、幹事、事務局及び監査を置く。

(ブロック)

第5条の2 協議会に、次のブロックを置く。

- 北海道・東北ブロック
- 関東・甲信ブロック
- 東海・北陸ブロック
- 近畿ブロック
- 中国・四国ブロック
- 九州ブロック

(協議会代表)

第6条 協議会代表は、協議会を総括する。

- 2 協議会代表は、定数を1とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会代表の任期は3年とする。

(協議会副代表)

第6条の2 協議会副代表は、協議会代表を補佐する。

- 2 協議会副代表は、定数を3とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会副代表の任期は42年とする。

(幹事及び事務局)

第7条 幹事は、ブロックごとに定数を2とし、会員の中より選出する。

- 2 幹事は、ブロックごとにブロック代表幹事を選出する。
- 3 幹事の任期は1年とする。
- 4 事務局は都市機構本社とし、公益社団法人全国市街地再開発協会がこれを支援する。なお、事務局の業務は、別に定める実施細則による。

(監査)

第8条 監査は、定数を2とし、全国会議において会員の中より選出する。

- 2 監査の任期は1年とする。

(運営)

第9条 協議会は、全国会議、幹事会議及びブロック会議によって運営する。

(全国会議)

第10条 全国会議は、全会員をもって構成する。

- 2 全国会議は、協議会代表が招集するものとし、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(幹事会議)

第11条 幹事会議は、協議会代表、協議会副代表、幹事及び事務局をもって構成し、必要により他のものを参加させることができる。

- 2 幹事会議は、協議会代表がこれを招集する。
- 3 幹事会議は、協議会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

(ブロック会議)

第12条 ブロック会議は、別表のブロックごとに設置する。

- 2 ブロック会議は、必要に応じてブロック代表幹事がこれを招集する。
- 3 ブロック代表幹事は、協議会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック会議を代表する。
- 4 ブロック会議の事務は、ブロック代表幹事がこれを行う。

(部会)

第13条 第3条にかかげる事業の遂行のために、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会の構成、組織及び運営は、幹事会議において定める要綱による。

(関係省庁の協力)

第14条 協議会は、第3条にかかげる事業の遂行のために、国土交通省に対して必要な協力を求めるものとする。

(運営費)

第 15 条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。

2 会員が負担する年会費は金 20,000 円とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、金 80,000 円とする。

3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に係る甚大著しく激甚な災害に被災した会員については、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は最大で 3 年間の年会費を免除することができる。

一 大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第9条の規定に基づき都道府県復興方針を定めた都道府県及びその都道府県内の会員である。

二 住宅市街地の整備に係る甚大な災害に被災したと協議会が認めた会員である。

5 前三項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に係る公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。

一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。

二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。

(会計年度)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(改正等)

第 17 条 この規約に定めのない事項及び規約の改廃は、全国会議の議を経てこれを行う。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

(経過措置)

第 1 条 第 6 条第 3 項に定める任期については、平成 8 年度に限り 1 年とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 1 6 年 6 月 2 4 日から施行する。ただし、第 4 条中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構(以下「都市機構」という。)」とし、第 7 条、第 15 条及び第 12 条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「都市機構」として、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 1 7 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 1 9 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 2 年 6 月 1 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 3 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 4 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 6 年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 8 年 5 月 2 6 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規約第 15 条第 4 項の規定による年会費免除会員は平成 2 8 年度末までその適用を受ける。

住宅市街地整備推進協議会 事務局業務実施細則

(通則)

第1条 住宅市街地整備推進協議会(以下「協議会」とする。)規約第7条の4に定める事務局(以下「事務局」とする。)が行う業務の内容については、以下のとおりとする。

(事務局が行う業務の内容)

第2条 事務局は、次条に規定する業務を除き、次の各号に掲げる業務を行うこととする。

- 一 全国会議等に係る業務
 - イ 全国会議の事務局業務
 - ロ 幹事会議の事務局業務
- 二 会員情報管理、広報に係る業務
 - イ 入退会管理
 - ロ 協議会活動の広報窓口
- 三 会計等に係る業務
 - イ 協議会資産帳簿類の管理
 - ロ 各種会計事務
- ハ 年度予算に係る執行管理、決算及び監査に係る対応

(公益社団法人全国市街地再開発協会からの支援)

第3条 公益社団法人全国市街地再開発協会が支援する業務は、次のとおりとする。

- 一 住宅市街地整備研修会に関する業務
- 二 書籍販売に関する業務
- 三 その他庶務的業務

(事務局業務に要する経費)

第4条 事務局及び公益社団法人全国市街地再開発協会は、業務に要する経費について、協議会へ請求することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成23年6月23日より施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成26年5月22日より施行する。